

特定複合観光施設区域の整備に関する法律（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の廃止を
求める会長声明

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、「カジノ解禁推進法」という）が、2016（平成28）年12月15日、衆議院本会議で可決、成立した。
- 2 当会は、2014（平成26）年7月23日に発出した意見書において、カジノ解禁により、ギャンブル依存症の深刻化、多重債務問題の再燃、暴力団対策上の問題、マネーロンダリングの危険、青少年や児童らの健全な育成への悪影響など、多くの重大な弊害が強く懸念されることから、カジノ解禁推進法案に反対する意見を表明した。
また、当会は、同法案の審議入りにあたり、2016（平成28）年11月9日に改めてカジノ解禁推進法案に反対し、廃案を求める会長声明を公表している。
しかしながら、当会が指摘した多くの問題点や弊害に対する具体的かつ実効的な対策は何ら打ち出されておらず、そのため、カジノ解禁に伴う重大な懸念は何ら払拭されていない。参議院における修正においてギャンブル依存症の防止が明示されてはいるものの、同修正はギャンブル依存症対策について何らの具体策を示したものではない上、ギャンブル依存症への対策はカジノ解禁を待つことなく取り組まなければならない喫緊の課題であって、同修正の存在がカジノ解禁推進法を許容しうる根拠となるものではない。
- 3 世論調査においても、カジノ解禁に反対あるいは慎重との意見が多数を占めている。カジノ解禁推進法は、多くの、かつ、とりかえしのつかない弊害を生じかねない重大なものであるにもかかわらず、多くの国民の不安や意見の声を全く踏まえていない点でも、問題である。
- 4 しかも、カジノ解禁推進法は、2013（平成25）年12月に国会に上程され、実質的な議論がなされないまま廃案となったものが、ごくわずかな修正を加えて2015（平成27）年4月に再度、国会に上程されたものである。その後、1年半以上もの間全く審議がなされないままであったところ、2016（平成28）年11月30日に突如として法案が審議されることとなり、国会での十分な審議を経る間もなく、わずか2週間で可決、成立したものであり、その成立過程においても、極めて問題がある。
- 5 このようにカジノ解禁推進法は、内容面においても、手続面においても、多くの問題を孕んでいる。

よって、当会は、カジノ解禁推進法の成立に断固抗議し、同法の廃止を強く求める。

以上

平成29年3月2日

千葉県弁護士会
会長 山村 清治